

公文書非公開決定通知書

新教学教第1075号
平成28年8月23日

教科書の問題を考える東予の会
様 様
様 様
教科書裁判を支える会
様 様
様

新居浜市教育委員会 教育長 関 福生



平成28年7月19日付けで請求のあった公文書の公開については、新居浜市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名又は内容	2016年度使用中学校教科書採択に関する①「私の評価表」
公開しない理由	「私の評価表」は学校ごとの意見を集約するための各学校の内部資料であり、新居浜市教育委員会としては提出を求めている資料である。したがって「私の評価表」は条例第2条の定義における公文書の要件である、『当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの』すなわち組織としての共用文書の実質を備えた状態で業務上必要なものとして利用・保存されている公文書としての要件を満たしていないため、公文書としては不存在として、非公開とする。
公開することができるようになる時期	年 月 日以後であれば公開することができます。ただし、同日以後に公開を希望する場合は、新たに公開請求の手続が必要となります。
主管課	新居浜市教育委員会事務局 学校教育課 電話（0897）65-1301
備考	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新居浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新居浜市教育委員会を被告として（訴訟において新居浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。